

自立に向けた「特別な指導」

平成27年7月31日から実施
 呉市立和庄小学校

【対応一覧】

	指導段階	指導対象の主な事柄	指導内容と方法	
一般的な指導	1	<ul style="list-style-type: none"> ◇ルールやマナーの違反 ◇生徒指導規程に対する違反 *すぐに直せる違反 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 髪髪や服装の違反 (すぐに直せるもの) ・ 不要品を持ってくる。 *携帯電話, ゲーム機, カードなどのおもちゃ, お菓子, 危険なものなどを持ってきたときは, 保護者に来校を要請する。 ・ 廊下を走る。 ・ 教室や廊下で必要以上の大声を出す。 ・ 始業時刻を守らない。 ・ 授業妨害, 授業放棄 ・ 指導無視, 暴言 ・ 登下校時の違反 (私有地に入る等) ・ 公衆道徳に反する行為 (唾を吐く, ポイ捨てをするなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ①事実確認 ②口頭注意→やり直させる。 ↓ 事案が継続する場合 ③個別指導 (担任, 学年主任, 生徒指導部) ↓ さらに継続する場合 ④保護者と連携を図り指導 *来校要請を含む ↓ 指導に従わない場合 ケース会議 指導段階2に移行 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 授業妨害, 授業放棄, 指導無視, 暴言は事例発覚の段階で①②を経過していると考えられるので, ③個別指導に即座に移行する。 </div>
特別な指導の段階	2	<ul style="list-style-type: none"> ◇ルール・マナーの違反 *指導にある程度の期間を要する重大な違反 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 髪髪の違反 (染髪やパーマなど) ・ 上記1の指導無視 	<ul style="list-style-type: none"> ①事実確認 ↓ ケース会議 ②保護者と連携を密にした指導 (連絡, 来校要請, 家庭訪問) ③特別な指導 (説諭, 反省文)
	3	◇いじめに関する事	いじめと認知される行為を行った一定の人間関係にある者	<ul style="list-style-type: none"> ①事実確認 → 市教委に連絡 ↓ ケース会議 ②保護者来校要請 ③謝罪 ↓ 必要に応じて警察と連携 ⑤特別な指導
	4	◇触法行為 (法規法令違反)	喫煙, 深夜徘徊, 道路交通法違反	<ul style="list-style-type: none"> ①事実確認 → 市教委に連絡 ↓ ケース会議

			②保護者来校要請 ↓ 必要に応じて警察と連携 ③特別な指導
	◇触法行為（犯罪行為）	万引，窃盗，金品強要 暴力行為，器物破損 遺失物横領	①事実確認 → 市教委に連絡 ↓ ケース会議 ②保護者来校要請 ↓ 必要に応じて警察と連携 ③謝罪 ③特別な指導
5	◇重大な緊急対応	生命の危機にかかわるような犯罪 や行為，学校全体の秩序が脅かさ れ，児童が安心して登校できない状 況をつくる行為	①事実確認 → 市教委に連絡 ↓ ↓ ケース会議 警察と連携 ②保護者来校要請 ③特別な指導